

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		産業廃棄物多量排出事業者に対する改善勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
条 項		第 15 条第 2 項
所 管 課		環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課(電話:048-829-1607)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定  同条例第 11 条、第 12 条、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反する場合に適用することができるものであるが、これらの違反は事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難であるため。
	備 考	